

会員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第35条第2項の規定に基づき、一般財団法人子どもの未来支援機構（以下「この法人」という。）の会員の入会及び退会並びに入会金及び会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(法人会員)

第2条 この法人の主旨に賛同する法人及び団体は、理事長の承認を得て法人会員となることができる。

(普通会员)

第3条 この法人の主旨に賛同する個人は、理事長の承認を得て普通会员となることができる。

2 普通会员にはサポーター会員及びフレンド会員という種別を設ける。

(理事会への報告)

第4条 理事長は新たに前各条の会員（以下単に「会員」という。）となった者について、その属性及び承認した理由を理事会に報告しなければならない。

(入会手続)

第5条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

(会費)

第6条 会員は、毎年年会費もしくは毎月月会費を納入しなければならない。

2 法人会員の年会費は1口3万円とする。

3 普通会员の会費は種別に応じて下記各号のとおりとする。

(1) サポーター会員 月額1口500円又は年額1口6千円

(2) フレンド会員 無料

(会員の特典)

第7条 会員は次の特典を享受することができる。

(1) メール等による情報提供を受けることができる。

(2) この法人が主催、共催する、セミナー、講演会、ボランティア活動等に割引料金もしくは無料で参加することができる。

(会費の使途)

第8条 第6条の会費は毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(除名)

第9条 会員が下記各号の事由に該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

- (1) 法令、定款及び本規程その他この法人の規程に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為があったとき
 - (3) 正当な理由がなく会費を2年分以上滞納したとき
- 2 会員の除名が審議される理事会において、当該会員には弁明の機会を与えなければならない。

(退会)

第10条 会員はいつでも退会通知をこの法人に提出することにより、退会することができる。

- 2 前項の場合、既納の会費は、原則としてこれを返還しない。

(改廃) **第11条** この規程の改廃は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成28年8月31日から施行する。